

あべよしお『二重国籍者』と「解放」のかたち——日系二世の忠誠と反逆を越えて

李孝徳

はじめに

一九四一年一二月八日、大日本帝国からの真珠湾奇襲攻撃を受けて対日宣戦布告し、第二次世界大戦に参戦した合州国は、その翌年二月に大統領令を公布して軍事地域からの民間人排除を宣言し、三月に入ると北米の西海岸地域に居住する一万人を超える日系住民に対して強制退去を敢行し、強制収容を行った¹。この出来事は合州国史上最大の違憲行為のひとつとされ²、実際、戦後四〇年以上経た後に、限定的なものだったとはいえ、合州国政府はもと収容者たちに対して公式に謝罪し、補償を行った³。確かに、憲法で住民の自由と平等を謳う民主的なはずの法治国家が、自国内の特定のエスニック集団を市民権の有無にかかわらず敵性外国人 (enemy alien) と一方的に断定し、法的な根拠と吟味を著しく欠いたまま立法措置を講じて、血統によって規定された住民丸ごと (祖先が日本人である者) を広範な地域から、ごく短期間のうちに強制的に財産を処分させた上で退去させ、社会から隔離された場所に強制収容した事態は、許されざる国家犯罪であることに疑いはない。

しかしながら、特定のエスニック集団や人種的に規定された集団に対する法に基づく強制退去・強制収容ならば、合州国史

上に先例を挙げることができる。何よりもまず民族絶滅政策のプロセスと比べていい先住アメリカ人の歴史がある⁴。あるいは奴隷制下はもとより奴隷解放後でも一九六四年に公民権法が可決されるまでのアフリカ系アメリカ人に対する人種差別と人種隔離が、いわば政策として行われていたことを、強制退去や強制収容につながる、国家および州による人種的に規定された特定の集団に対する移動と居住を制限する差別的な囲い込み政策といった文脈でとらえることも決して間違いではないだろう⁵。

また、交戦状態にある敵国民やその子孫たちへの強制退去・強制収容ということであれば、すでに第一次世界大戦期にドイツ系住民の一部に対して強制収容・強制退去が行われているし、第一次世界大戦の始まりとともに、全米中に反ドイツ感情が高まり、排斥と暴力が吹き荒れ (死者までが出ている)、ドイツ文化、ドイツ語、ドイツ系住民の団体や学校の排除・否定に、政府の設立した機関が積極的に関与してもいる⁶。第二次世界大戦時には、イタリア系住民に対しても (一部に合州国市民権保持者が含まれていた)、日系住民に比べてかなり人数は少ないものの、強制退去や強制収容が行われた⁷。

あるいは日系住民の強制退去・強制収容を排外主義の延長と

して捕えるならば、日系住民の排除は一九世紀末から起こっていた一連の（新参の）移民排除政策の延長上にあつたといふことができる。そもそも日本と大日本帝国の植民地であつた朝鮮半島からの移民を完全に禁止することになつた一九二四年の移民法の改正は、優越種である北歐人種以外の移民の流入は合州国を人種的に退化させるといふ優生思想にも基づいたもので、日本および朝鮮半島からの移民だけでなく、一八九〇年代以降、特に第一次世界大戦後に急増していた東欧・南欧からの移民を制限するためのものでもあつた。それ以前にも、白人優越主義、移民数の増加、黄禍論の台頭があいまつて、アジアからの移民としては日本人および朝鮮人移民の禁止に先立ち、一八八二年には中国からの移民が禁止されているし（「中国人排斥法」、一九一八年にはアラブ地域、アジア地域、太平洋諸島からの移民が禁止されている。また、米墨戦争が終結した一八四八年以後、メキシコ系住民はクー・クラックス・クラン（KKK）からリンチを受けるなど反メキシコ人の暴力に晒され続けただけでなく、合州国が深刻な不況に陥つた一九二〇年代・三〇年代には、政府が支援したメキシコ系移民の本国送還プログラムで、一〇〇万人以上のメキシコ系住民が（当人たち意志に反して）メキシコに送還されたが、そのうちの六〇パーセントは合州国生まれ（すなわち合州国市民）にほかならなかつた⁹。

こうして見てくると、日系住民の強制退去・強制収容の特異な点は、出来事としての稀有さというより、そうした出来事を可能にした諸条件の重層性によることがわかつてくる。それは近代社会の存立を特徴づけると言つていい帝国主義、ナシヨナ

リズム、排外主義、人種主義といった制度・イデオロギー・暴力が交差するなか、民主国家が自らの法的原則を侵犯する立法措置によって生じた事件だということである。すなわち、アジア太平洋地域で覇権を争つていた米国と日本が交戦状態に入ると（帝国主義）、白系米国人の産業や雇用を脅かす存在としてバッシングや差別を被り、新たな移民受け入れが禁止されるまでになつていった日系住民へのヘイトクライムが社会的に激しく高まつて（排外主義）、市民権の有無にかかわらず、その血統のゆえに合州国に忠誠を持たない／持てない同化不能な劣等民族と見なされ（人種主義）、敵性外国人としてそれ以前には持つていた市民権を法的に剥奪されて（ナシヨナリズム）、特定地域からエスニック集団丸ごとの強制退去・強制収容が実施されたということである。確かにこの出来事を引き起こした要因の重層性はきわめて特異なものだと言つていい。

だがここで忘れてならないのは、この特異性が貫いたのは具体的個々の人間の身体だということであり、対象となつた個々人の生がこの出来事によつて根本的に変質したことである。地域のコミュニティで暮らしていた人々が、ある日突然、丸ごと「敵」と見なされ、人種化され、財産を放棄させられ、職と人権を奪われ、土地を追われ、見ず知らずの収容所（多くは砂漠に建設された）に強制収容された。収容（および解放）への対応をめぐつてコミュニティは分裂し、解放された後も元の居住地でコミュニティは再現・再生できぬまま、人種差別とヘイトクライムの残る環境で生活を戦後も強いられ、こうした強制退去・強制収容の経験自体がエスニック・コミュニティの、アメリカ市民であることの〈傷〉として長らく沈黙のままに置

かれた¹⁰。

本稿で論じてみたいと思うのは、そうした特異な経験を対象化しようとした言葉である。もちろん日系住民の強制退去・強制収容に関しては合州国内での諸研究はもとより日系移民研究からの学際的なアプローチを含めて膨大な研究蓄積があり、いわゆる学問的な業績にとどまらない社会的に大きな意義を持った仕事も少なからずある。あるいは合州国に強制退去・強制収容の賠償・補償と歴史の公共化を求めたりドレス運動の過程で顕われ、集められた当事者たちの証言もきわめて貴重な歴史資料となっている。しかし本稿での関心は、いわゆる国家政治を前提にして語られる、奪われた社会性の回復を目指した言葉ではなく、社会性を徹底的に奪われたがゆえに、こうした不条理を引き起こした国家政治の基盤そのものを再分節化しようとしたものである。

取り上げるのは、あべよしおの小説『二重国籍者』である¹¹。主人公岩村武（タック）は、米国生まれで日本で育ち、再び米国に戻った日系二世の（「帰米」と呼ばれる）二重国籍を持つ青年で、日本で反ファシズムの学生運動に関わり、特高に捕まり拘留されて尋問・拷問を受け、日常的に監視されるようになる。満州事変が勃発すると米国に逃亡して南カリフォルニア大学に入学しながら経済的に困窮して、ターミナル島で漁夫として働いているときに強制退去・強制収容を経験する。収容所では周囲からは孤絶した生活を送るものの、決定的な出来事に遭遇し、日系二世男子の徴兵が再開されると、合州国軍部から提示された英国情報局の対日翻訳・通訳として従軍する仕事を受諾し、収容所を出て一定の訓練を受けたあと、インドで日

本軍に関する情報の収集・分析役として働くという設定となっている。どこまでが事実に即しているのかは不分明だが、物語が自伝的なものであることを著者は表明している¹²。

物語の舞台自体は、第一部「カリフォルニア産」が日系住民を一時的に収容するために作られたサンタ・アニタのアセンブリ・センター、第二部「ロッキーマウンテン」がコロラド州の砂漠に建設された戦時再定住センターのひとつであるグラナダ（アマチ）収容所、第三部「インド」がインドのニュー・デリーなのだが、強制退去・強制収容されるまでの主人公の過去が断片的に随所に挿入され、物語の背景を構成している。

登場人物たちを通じて披露される文学観や過剰な政治主義的物言いが散見されるところに、ある種の古典的な文学主義を感じさせられて鼻白む部分がない。しかし、本作品には、ドレス運動を通じてようやく全体像が明らかになっていく強制退去・強制収容、収容所生活の実態や、あまり語られないことのない戦時情報局に参加した日系二世の姿が克明に描かれており、歴史的証言としてきわめて貴重な作品となっている（実際、実在の人物が数多く登場する）。と同時に、国家政治や戦争に翻弄された無垢な主体の主権奪回の物語と見なされる他の日系アメリカ人文学作品とは違って¹³、第二次世界大戦下の日系人強制退去・強制収容という不条理な事態を通じて、国家政治のもとでは強迫的な「他者」排除——本稿ではそれを人種主義とみなすわけだが——を通じてしか主体が構築されえない事態を描き出そうとしている点で、極めて稀有な作品となっているのである。

本稿の目的は、この作品が国家政治のもとでは主体が構築さ

れえない少数民族マイノリティのありようを描くことで、強制退去・強制収容をめぐる歴史認識への批判的介入となつているのを示すことである。それゆえ文学テクストを扱うものの、アプローチはいわゆる文学研究のそれ——テクスト分析に基づいた、作品世界の解釈といったような——ではない。むしろ歴史分析に関わる問題関心からこの作品に取り組むものである。そのため、第一章では、強制退去・強制収容にいたるまでの合州国における日系移民の歴史を、先述した重層的な視点から祖述する。『二重国籍者』が立ち向かつている歴史的現実を示すことが必要不可欠だと考えるからである。第二章で『二重国籍者』が「作品」としてどのようにそうした歴史を再分節しているかを示し、最後にあべよしおが『二重国籍者』を通じて希求した「抵抗」が、近代の国家政治を支える国民の忠誠と反逆を越える解放の「私たち」を提示していることを論じたいと思う。

第一章 日系移民の歴史——強制退去・強制収容の背景

日本から合州国への移民

日本から合州国への移民が本格化したのは一八九〇年代である。日本に移民会社が複数設立され、組織的に移民が送り出されるようになったからだ。こうした移民送り出しが増大する背景には、まず、莫大な軍事支出を作り出すために一八七三年の地租改正条例に始まる増税と、それに伴うインフレ抑制策として講じられた松方デフレによる農村の困窮化があった。

と同時に、一八八〇年代半ばに渡米論がマスコミを賑わし、一八九〇年代には具体的な渡米指南書が数多く発行されたことがある¹⁴。

加えて、自由民権運動の敗北が運動家たちをアメリカに向かわせてもいた。そもそも米留経験を持つ社会主義者の片山潜が新天地としての米国移住を強く訴える強力な唱導者であったし、二〇世紀に入ってからだが、安藤磯男、金子喜一、幸徳秋水、三〇年代では野坂参三などの社会主義者・無政府主義者・共産主義者が治安維持法や共産党の弾圧などで身動きの取れなくなった日本を離れて合州国に渡って活動することがあり、岡茂樹（本作品の第三部にも登場する）などはすでにサンフランシスコに平民社の支部を作つて労働運動を展開していたように、社会改良を望む者たちにとって、北米は「新天地」として意識されていた。ハワイにしても謝花昇をはじめとする自由民権運動家たちの新社会の開拓地と考えられていた¹⁵。『二重国籍者』でもこうした移民における社会運動の側面が大きく焦点化されているが、日系移民の問題が労働問題でもあった以上、日系移民史における社会運動の観点は必要不可欠なものだろう。

一九〇八年以降、日本からの移民が急激に減少するが、それは前世紀末から西海岸を中心に繰り返されてきた排日運動に対し、外交的な影響を考慮した明治政府が、再三移民規制を訴える合州国と日米紳士協定を結び、移民を（非移民のほか、米国での定住経験のある者や家族の呼び寄せ、「定住農夫」といわれる特別な農民などの例外を除いて）禁止したからである。すでに一九〇〇—〇二年にも、西海岸で起こった排日暴動を受けて、明治政府は合州国とカナダへの移民を禁止していた。

ホスト社会としての合州国

一九世紀後半の合州国は、南北戦争が終結して国民国家の統合力を強め、交通革命（鉄道網の拡充）と産業革命を背景に、北部は先進産業地域として発展し、西部開拓はいつそう進められて、多くの労働力が世界各地から流入することになった。一方で、マニフェスト・デステイニー（明白な天命）によって正当化された一八四五年のテキサス併合、一八四六―四八年のメキシコ戦争とそれに続くカリフォルニア併合といった一連の膨張主義政策は、奴隷制（黒人支配）や先住アメリカ人の撲滅政策を経由しつつ、社会進化論の思潮に裏打ちされた白人優越主義的植民地主義の実践であり、WASPを頂点とする人種秩序が合州国に確立したことの現われだった¹⁶。実際、人種秩序の体系化に学問が明示的に着手するのもこの時期である。また、一八八六年にアメリカ労働総同盟（AFL）が成立しているように、産業の発展とともに（白人）労働者はその権利意識を高め、組合運動を通じて州政・国政にまで影響力を持つようになるものもあつた。それは低廉な移民労働者の排斥につながるものでもあつた。事実、日本人および朝鮮人移民を完全に禁止した一九二四年の移民法の制定に積極的に動いた主力団体の一つはこのAFLにほかならず、白人の労働運動組織は有色の移民労働者に対してきわめて排他的であつた¹⁷。

日本人は、こうした合州国の強い移民吸引力と排斥力の狭間で移民していったのだが、それには先行者がいた。中国からの

移民（苦力^{ケクリ}）である。西欧列強の侵略、経済的な衰退、太平天国の乱などによる国内の混乱と、アメリカのゴールドラッシュの影響もあつて一八〇〇年代半ばから中国からの移民は本格化した。サンフランシスコを起点とする大陸横断鉄道の建設を担ったのがこの中国人労働者であつたことは、その労働の過酷さとともに今日ではよく知られている通りである。

ただし、この中国系移民は、低廉な労働力として搾取されるだけでなく、合州国への入国と同時に人種秩序に組み込まれ、人種差別に晒されることになった。たとえば、一八五四年の時点ですでに人種的に公民権を剥奪されていた黒人、「インディアン」と同等と見なされる判決がカリフォルニア州最高裁判所で下されている¹⁸。一八七〇年代には、カリフォルニア州では不作と不況によって失業率が高まり、白人労働者から中国人労働者や中国人街が襲撃されるヘイトクライムが頻発した。こうした排斥感情の高まりから、一八七八年にはカリフォルニア州では中国人の私的・公的な雇用が禁止され、同州への中国人移民が制限された。一八八〇年にはカリフォルニアの世論に押されて、合州国は米中相互の自由な移住を認めたバーリンガム条約を破棄し、中国人移民規制の権利を合州国が持つことにした。「中国人排斥条約」を中国と締結した。ちなみに合州国はこの排斥法を一九四三年に撤廃するが、それは中国人が連合国の一員として対日戦争を戦うためだった¹⁹。

この中国系移民の排斥は、そのままあるいは強化されて日系移民に引き継がれることになった。まず、低廉な移民労働者の需要は増えていたにもかかわらず、中国人移民の数が減ること、白人からすれば中国人移民と区別のつかない日本人移民が

その補填の一翼を担ったことによる。実際、日系移民が本格的な労働者として従事したのは、中国系移民が働いていた鉄道産業、鋳山、製材業だった²⁰。また、ヨーロッパで起こった黄禍論が一九世紀末には合州国にも広がり、二〇世紀初頭の日露戦争での日本の勝利はこの黄禍論の対象を中国から日本へと変容させた²¹。

さらに、こうした白人のルサンチマンは、低廉な労働力としてだけではなく「成功者」への妬みとしても日系移民に向けられていた。というのも、一八八〇年代から請負小作として農業に従事し始めていた日系移民は、ハワイからカリフォルニアへの砂糖産業の移転や近郊農業の発生などによる西海岸の農業の発展につれて、一九〇〇年代にはカリフォルニア州農業の有力な地位を占めるようになっていた²²。西海岸都市部の日系移民は小規模ではあっても自営業を営む割合がかなり高くなって、日系移民の一部は一世代の間に中流下層の階層を形成するまでになっていたからである（主流社会からは当然排除されてはいたが）²³。実際、よく指摘されるように、一九四二年の日系人の強制退去・強制収容を一般住民が後押しした要因には経済的な競合者の排除も含まれていた²⁴。

こうした「成功」が一九〇八年以降も継続したことが、日系移民を排斥するための法律が出され続けた理由でもある。一九一三年には全米の日系人の約半数が住むカリフォルニア州で「外国人土地法」が制定され²⁵、それまでは可能であった一世（厳密には「帰化不能外国人」）の土地所有が禁止された。さらに、一九二〇年に改定された「外国人土地法」では、アメリカ市民権を持つ二世名義にして土地の所有を計っていた一

世が土地所有の後見人になることが禁じられ、借地する権利も剥奪された。また同じ年に、二〇世紀に入って定住志向を強めていた日系男性（一九一〇年の人口比では約七〇パーセント）が日本からの伴侶を求めて行っていた写真結婚は、日系女性が労働力となつている以上日米紳士協約に反するだけでなく、非文明的な慣習とも見なされて大規模な反対運動が起こり、それを受けて日本政府は写真花嫁への旅券発給を停止することになった。しかし写真結婚が反対された実際の理由は、日系人の出生率の高さを日系女性の多産性に直結させ、米国（具体的には西海岸）における日本人の増加を「侵略」と見なして日系移民を排斥するためだった²⁶。実際、この時期には移民排斥に生権力（フューコー）が発動される法律が数々出されている²⁷。カリフォルニア州では一九〇五年に、それまでは中国人と白人の結婚を禁止していた法律が改定されて「モンゴロイド」全般との結婚に拡大され、一九三三年にはマレー人も含むことになった。連邦法レベルでも、一九二二年にはケーブル法（正式には Married Women's Independent Nationality Act）によつて、帰化不能外国人と結婚した合州国の市民権を持つ女性はその市民権が剥奪された。すなわちこれは日系一世の男性が市民権を持つ女性（日系二世の女性を含む）と結婚しても合州国の市民権を持ってないことを意味した（ただしこのケーブル法は一九三二年には女性は誰と結婚しても市民権を保持できるように改定され、一九三五年には撤廃）。

第一次世界大戦時には好景気を受けて発展した農産業も、戦後の不況から世界恐慌へいたる過程で日系移民の農業も打撃を受け、移民法の改定といった様々な制約がその打撃に追い討

ちをかけてはいたものの、それでも日系人の農業は合州国の農業に食い込んでいった。一九四〇年にはカリフォルニア州人口の一・二六パーセントに過ぎない日系人がロサンゼルスでは青果物の供給機構を牛耳っていたし、一九四二年にはカリフォルニア州の市場向けの野菜生産の三〇〜四〇パーセントが見込まれるまでになっていた。実際、白人の農業生産者の多くがより利益の上がる軍事関連産業に仕事を転替しているなか、一九四二年の日系人の強制退去によって野菜生産が激減して社会に影響がでることを怖れた政府は——日系農民にすればきわめてカフカ的な状況だが——退去の寸前まで日系農民に野菜の生産を奨励し、そうしないことは敵対行為になるという脅しをちらつかせさせたのである²⁸。

他方で、第一次世界大戦への日本の参戦とその後のシベリア出兵、朝鮮独立運動の弾圧、山東省問題など、軍事大国化とその拡張主義に対する国際的な日本批判は高まり、合州国内ではその激しい反日感情がへ繁殖と事業とで拡大を続けると想像された。日系人に重ねられることになった。一九二二年に日本人の帰化の承認をめぐって争われた小沢訴訟で日本人は白人ではないがゆえに帰化不能外国人であることが確定し、一九二四年の移民法では「市民権を得る資格のない外国人」は移民にならないという規定が加わって、日本からの合州国への移民は完全に禁止されたのである²⁹。

日系コミュニティの亀裂

「排日移民法」の制定以降、日系社会は分裂的な二重性 (duality) に置かれることになった。前世紀末から排日論者によって言い立てられていた「合州国社会に溶け込まない出稼ぎ性」や「同化不可能な外国人」といった批判に対し、定住志向の強まりもあって、日系社会では積極的な同化運動が展開されていたが³⁰、一方で、天皇への忠誠に代表される日本への傾倒が一世には強力にあつたからである。というより、世界に冠たる大日本帝国の「大和魂」を持ちつつ、米国で定住するために合州国の理念を信じ、実践することは、過酷な人種主義と排外主義下に置かれた日系人にとって、社会的には矛盾していても心理的には決して矛盾しないものだったのである。一九三〇年代に入って日本が中国に対して侵略を開始して十五年戦争に突入すると、合州国社会の反日感情は激しさを増し、在米中国人の抗議行動などもあつたものの、在米日本社会が積極的に日本への「祖国」支援を行ったのは、そうした形での日本信仰があつたからであり、また、合州国の人種秩序と近代国家日本が帝国化の過程で作りに出した人種秩序（八紘一宇）が重なつてのことでもあつた³¹。

この分裂・矛盾（二重性）は、一世と二世との隔絶としても働いた。合州国の移民に対する強い同化圧力と³²、排日論や移民規制法へ対応するための一世の積極的な定住志向は、子どもへの教育に強く向けられたため、その平均学齢が合州国平均を超えるまでになつてきた高い教育水準は、二世がアメリカナイズされることを促進した³³。確かに一世は自分たちの未来と子どもを将来を考へて日本語学校を作り、子どもたちを通わせて日本語や日本の教育を行ったが、米国社会から反発・規制を受け

ただけではなく³⁴、大半の二世が遠い国のことを学ぶ、日本語学校の教育に興味を持つことができなかつたし、合州国で二世が受ける民主主義教育はちょうどニューディール期だったこともあつて（はなはだ理念的なものだとしても）一世が日本で身に付けた〈臣民〉としての教育・習慣・道徳倫理とはまったく異質なものでつた。

そしてこの分裂（二重性）は二世の内部にも生じた。家庭は（主流社会では差別的に見られる）日本語・日本文化の環境である一方、学校や社会では英語・アメリカ文化であり、両親は「外国人」であるものの、自分たちは合州国市民だったからである。ただし合州国市民とは言つても二重国籍者が高い比率を占めていたし（一九四〇年で四〇パーセント）、いくら合州国市民権を持ち、高い教育を受け、アメリカナイズされていても、現実には二級市民として扱われ、主流社会には受け入れられない現実があつた³⁵。

さらに二世のなかにも分裂（二重性）があつた。まず、都市部と田舎（農村）では、とりわけ二世女性の生活環境は大きく違つた³⁶。しかしそれ以上に大きかつたのは、在米の純二世と帰米二世の違いである。帰米とは、排日などで将来に不安を覚えた一世が「安全策」として、また養育の時間を省いて仕事に専念するための目的などで、子どもうちに日本に送られた、合州国に生まれながら（すなわち合州国の市民権を持ちながら）青少年期を日本で過ごした二世のことである。日米紳士協定、排日移民法で新しい移民が途絶する一方、一世の高齢化が進み、その上アメリカナイズされた在米二世は農業を厭う傾向があつて、日系社会は労働力不足に悩んでいたが、その打開

策として考えられたのが帰米二世の呼び戻しだった。帰米は日本で青少年期を過ごし、日本の教育を受け、貧しい生活や苦勞も経験しているもので、一世のメンタリティに近く、一世がこなしてきたきつい労働も厭わないことが期待されたのである。一九三〇年代はこの帰米奨励運動や日本の不況、さらには日米間の緊張で渡米できなくなることを恐れて、多くの帰米二世が合州国に戻つた（約九千人³⁷）。軍事情報外国語学校の教師およびその卒業生として「活躍」したような例もあつて、一概にひと括りにすることはできないが、言語・文化・精神面で日本の影響を強く受けた帰米二世には、アメリカナイズされた在米二世と大きなずれを感じるが多かつた³⁸。こうした分裂（二重性）を抱えたまま、日系社会は日々高まつていく日米間の緊張のなかで日米開戦を迎えることになつたのである。

外国人化と排除政策

日系住民の強制退去・強制収容にいたる排日ヒステリアが起ころのは、真珠湾奇襲攻撃直後ではなく翌年になつてからのことである。もちろん直後にも日系住民に対する法的拘束は実施されており、対日宣戦布告後に続いて発行された大統領布告二五二五号では「敵性外国人 enemy alien」（合州国に在留するいまだ帰化していない一四歳以上の日本人）は令状を必要としない逮捕・拘留が可能になつて、日系人二一九二人が身柄を拘束されていくし（ちなみに他の敵性外国人であるドイツ系は一三九三人、イタリア系は二六四人）³⁹、ハワイ準州では真珠湾攻撃後に戒厳

令がしかれ、人身保護条例の特権（行政機関に不当に拘束されていると考える者が、法的救済、すなわち自らの自由と権利の保護を裁判所に求める権利）が停止されて、日系人は様々な拘束・監視を受けていた。しかし日系人を退去させ、収容させるという（西部沿海諸州の）世論の声はこの時点で大きくなったわけではない。

大きくなったのは、アジア・太平洋戦争の緒戦で日本が劇的な勝利を収め続け、従来の排日感情が恐怖心へと変容し（日本軍が侵攻すると思ったら西海岸だと考えられた）、真珠湾攻撃後状況分析のためにハワイを調査していた海軍長官フランク・ノックスが、帰任後の一二月一六日に、日本軍の奇襲攻撃に第五列行動（密かに敵を支援する裏切り行為）があり、市民権保持者を含めた全日系人のハワイ諸島からの排除が必要であるという新聞談話を発表したことによる⁴⁰。第五列行動云々は流言に基づいたものでしかなかったが（日系住民による諜報活動や第五列行動はその後も一切認められていない）、マスコミの扇動もあって、一気に高まった排日ヒステリアに押され、反対はあったものの、一九四二年二月一九日、ルーズベルトは陸軍省が起草した大統領行政命令九〇六六号に署名することになった。軍司令官に、必要と判断される場所を軍事地区に指定し、その地区の居住者がいかなる者であつても、排除する権限が与えられたのである。明示されてはいないが、これは日系住民を標的にしたものであつた。

まず、強制退去が行われたのは、ロサンゼルス港湾にあるターミナル島だつた。主として漁業と缶詰製造業に従事する日系人だけのコミュニティが形成されていた小島だが（人口は

約三五〇〇人）、真珠湾攻撃後には一世の主要メンバー三三六人がFBIによって連行され、大統領令九〇六六号が發布される前日に司法省から合州国市民権を持たない日本人に退去命令が出され、翌日には海軍の管轄下に置かれて、全島民に対して四八時間以内の退去勧告が出され、かなり強引に敢行された（もちろん二世も含まれていた）。ただし行く先が指定されることはなかつたし、動産・不動産に対する保護・保証もないままだつた。これは十万人に及ぶ日系人の強制退去に際して生じた問題の予兆であつた。

一九四二年二月二五日、公告第一号が發布され、第一軍事地区と第二軍事地区が指定された。前者はワシントン、オレゴン、カリフォルニア、アリゾナ各州の沿岸部半分、後者は各州の残りの地域で、第一軍事地区には民間居住人に立ち退き命令を出すことができた。この時点では日系住民が（軍事地区ではない）内陸部へ自発的に退去することを当局は期待し、奨励もしていたが、種々の理由からその通りには行かなかつた⁴¹。そのため強制的に退去させて収容所に隔離する計画が考えられ始めたが、すぐに収容する施設の確保は難しいので、一時的な収容所としての「集結センター assembly center」とより長期的な収容所としての「戦時再定住センター war relocation center」の二つを設置することに決め、日系住民を保護・管理するための戦時再定住局（WRA: War Relocation Authority）が設置された。退去が自発的移転から強制連行に方向転換されると、三月二四日には軍事地区での日系住民の夜間外出が禁止された（公告第三号）。興味深いのは、こうした法令文書では、日系アメリカ人に対しては「市民 citizen」という言葉は決して使われず、「先

祖が日本人である者 persons of Japanese ancestry/those of Japanese ancestry」や「非外国人 non alien」という奇妙な呼び方がされたことである。こうした「婉曲語法」は、日系アメリカ人を「非市民化」することで「外国人化」し、法的根拠を明示できない市民権（人権）の蹂躪行為を、対象の外国人性の問題にすりかえることで正当化していることを意味するものだろう⁴²。

三月二七日には自発的退去が禁止され（公告四号）、三月三一日から強制退去と集結センターへの輸送が開始された。六月二日にはカリフォルニア州の第二軍事地区からの立ち退きも発表され（公告六号）、八月七日に終了するまでに約九万二千人の日系人が一〇八回に分けて集結センター（二六ヶ所）へ移送され、集結センターに平均して百日ほど収容された後、急造された（あるいは建築途中の）再定住センター（十ヶ所）へと転送された。ただし、マンザナーの集結センターだけはそのまま再定住センターに使われた。

この強制退去と強制収容では様々な人権侵害と物質的被害が生じた。ここで詳述する余裕はないが、それは一万人を超える規模のエスニック・コミュニティとそこに属す個人それぞれの尊厳を痛めつけ、生活を根本的に破壊するものだった。退去にはごく短い準備時間しか与えられず、持つていける荷物はひどく制限されたため、動産・不動産の処分が強制的に行われ（一定の保護はあったがまともには機能しなかった）、数十年かけて日系移民が築いたものの多くが失われた。集結センターへの輸送、再定住センターへの転送は、旧式の貨車に詰め込まれて、すさまじいスケジュールで行われた。集結センターは、大きな共進会場、空き地、競馬場、キャンプ場、畜産品評会場に

急造されたものだったため、多くは劣悪な環境で、設備もろくなものではなかった。再定住センターも、多くは内陸部の砂漠のような過酷な気候条件地域に建設された上、施設は不十分であり、管理要員も不足し、検閲があり、生活全般に関しても様々な制約が課された。何より、これらの施設は、鉄条網で囲まれ、監視塔が建てられ、武装した警備兵が巡回する、出入が管理された収容所であったことである。実際、脱走者と見なされた日系人が射殺される事件が起こっている（ワカサ事件）。これらの収容所は戦時下で「敵性外国人」を収監する施設であることを超えて（事実、収容者の約七〇パーセントは合州国の市民権を持っていた⁴³）、狂信的なヘイトクライムに促されて当該のエスニック・マイノリティを丸ごと社会から排除するための、擬似コミュニティ化された——当局の管理の下で、自治組織が編成され、学校が作られ、低賃金とはいえ賃労働があり、売店があつて通販もでき、新聞が発行され、ダンス・パーティーやレクリエーションをはじめとする種々の団体行事が行われた——巨大な隔離施設にほかならなかったのである（いくつかの収容所は先住アメリカ人の保留地でもあった）。

第二章 日系二世の忠誠と反逆

忠誠と反逆の始原

前章では、強制退去・強制移住にまでいたる日系移民の歴史を概観し、日系コミュニティに生じた亀裂について論じたが、

本章で『二重国籍者』に取り組むにあたって、まず確認しておきたいのは、こうした戦前に形成されていた日系コミュニティ内部の亀裂が強制退去・強制収容に対する反応の差異として、合州国市民権を持つ日系人、特に二世たちの間に現れたことである。

まず政府の措置に対して訴訟を通じて「抵抗」を示す者がいた。フィリピン系アメリカ人を夫に持つメリー・ベンチュラは夜間外出禁止令などの制限に対して人身保護の訴えを起し、大学生のゴードン・ヒラバヤシは故意に夜間外出令を破り、義務であった強制退去時の民間人統制事務所への出頭を拒否して逮捕されると、控訴裁判でこの法律の違憲性を主張した。弁護士で予備役将校のミノル・ヤスイも夜間外出令を故意に破り逮捕されて、やはり控訴裁判で違憲性を主張し、サンフランシスコのYMCAで働いていたリンカーン・カナイは、退去の布告が出てからもサンフランシスコを離れなかったため逮捕されたが、釈放されると人身保護の申し立てを行った。退去布告後故意に禁止区域にとどまって逮捕されたトヨサブロー・コレマツも控訴裁判で違憲性を主張した⁴⁴。

一方、日系アメリカ人の社会的地位向上のために二世が戦前から結成していたJACL（日系アメリカ人市民協会）は、政府の政策や収容所管理への協力を主張し、日系二世の参戦が合州国への忠誠の証になると考え、開戦とともに停止されていた日系二世の徴兵制度の再開を政府に訴えかけた⁴⁵。実際、収容所の家族や合州国における生活や未来の保障を獲得するために、徴兵制の再開にも多くの日系二世男子が従軍した。四四二と呼ばれる日系人部隊がヨーロッパ戦線で活躍し、合州国の日系

人への認識を肯定的なものにしたのはよく知られているし、アジア太平洋戦争では情報局で多くの二世が活動した。収容所から陸軍看護部隊ANCと陸軍女性部隊WACに志願して入隊した日系二世の女性たちも評判になった⁴⁶。

そうした動きとは反対に、いくつかの収容所では、日本で軍国教育を受けたがゆえに親日的だと疑われて他の収容者よりもさまざまな制限を受けて、不満・鬱屈を募らせていた婦米二世が反米や親日の団体を結成し、JACLや収容所管理に協力的な姿勢を見せる二世（「イヌ」と呼ばれた）に暴行する事件が生じた。たとえばマンザナー収容所では、婦米が中心になって結成された黒龍会という国粋主義を標榜するグループが、軍隊式・右翼式の示威行動を行って威嚇を繰り返し、暴力事件を起して、軍隊による鎮圧や戒厳令がしかれるまでに発展したし、問題視された日系人たちが集められたツールレイキ収容所でも同様な事件が生じた⁴⁷。

また、日系二世男性に徴兵が再開されると徴兵忌避者が出た。俗に言う「ノー・ノー・ボーイ」である。この呼称は収容された日系人に対して行われた合州国への忠誠を認めるかどうかの二つの質問に、それぞれノーと答えた合州国への忠誠拒否者が徴兵忌避者にいたことに由来する⁴⁸。ただし、この呼称は混乱を招くことになった。というのも、徴兵忌避者には当該の忠誠質問に「イエス・ノー」と答えた者、「ノー・イエス」と答えた者、回答それ自体を拒否した者もいれば、「イエス・イエス」と答えた者もいて、全員が忠誠拒否者というわけではなかったからである。また、彼らはいわゆる良心的参戦拒否者でもなかった。徴兵検査あるいは検査合格後の陸軍入隊式への出頭を

拒否したがゆえに犯罪者として裁判にかけられたが、裁判において彼らが訴えたのは、あくまでも合州国政府による日系住民への強制退去・強制収容という法的措置の不当性であつて、徴兵制度や戦争それ自体の是非ではなかつた。実際、徴兵忌避者の多くは強制退去・強制収容の不当性が認められて解除され、日系住民の状況が改善されれば従軍する意志を表明したし、朝鮮戦争時の徴兵には応じて従軍した者もいた⁴⁹。

こうして見てくると、二世たちの反応は、合州国政府の人種差別的な措置から生じたものであつて、アジア・太平洋戦争それ自体の判断から生じたものではないことが分かつてくる。そしてそれはピエール・ブルデューの言う「文化資本」が前提条件となつて分岐的に顕現したもので、その実どれもが合州国に向けた「応答」のヴァリエーションなのだ。強制退去・強制収用などの違憲性を主張する法廷闘争は合州国の法による解決を信じてのことであり、JACLの活動も、合州国への忠誠を表明することで日系人に対するマジョリテイの差別・偏見を是正し、米国民として受け入れられるためのものであつた。収容所の反米・親日の帰米二世にしても、合州国政府の措置に対する反発や絶望が反照としてそうした態度をとらせたのであつて、天皇や大日本帝国への帰依が本当にあつたわけではない⁵⁰。言つてしまえば、それは合州国の排外主義や人種主義によつて喚起された擬制的なナショナリズムでしかなかつたのである。徴兵忌避者の場合も、不当な合州国への不服・不満を服従の拒否として実行したのであつて、決して非戦や反戦の運動、イデオロギー闘争を行つたのではなかつた。

確かに二世のなかには自らの家族・親族がいる日本と戦うこ

とをためらい、抵抗し、拒否する者もいたし、帰還船で日本に「帰国」することを選んだ者もいたが、必ずしも日本への強い帰属意識がそうさせたわけでもなかつた。現に、戦後になつて合州国に戻るべく、国籍確認の訴訟を起こした二世たちも少なからずいた。何より、収容された二世の大半は「敵性外国人」とされた屈辱と不名誉を耐え忍んで、戦後のアメリカ社会を合州国市民として生きることを選んだ。戦後、日系アメリカ人がモデル・マイノリテイになつた／ならざるをえなかつたことのひとつには、そうした歴史があつたからである。

『二重国籍者』の位置

『二重国籍者』の主人公岩村武(タック)は、アマチの収容所で志願制・徴兵制が再開されると出所申請を行い、軍部からの勧誘を承諾して従軍し、アジア・太平洋戦争に情報局員として参加する。しかしその「参戦」は、JACLのように積極的に合州国への忠誠を証すためでも、合州国での生きる「場」を確保するべくやむをえずに選んだためでもない。そもそも強制退去・強制収容に対して岩村が示す姿勢は、前述した二世の類型的な対応から大きく逸脱したものである。

帰米ではあるが、サンタ・アニタの収容所では決して日本語を使おうとはせず(岩村はバイリンガルである)、親日的な一世・二世たちを「ニッポン党」と揶揄して近づくことはしない。一方、強制収容されながらも機会があれば星条旗に胸をあてて目礼する二世たちの愛国のジェスチャーに憤慨し、悲しみさ

え抱き、「抵抗しないで、おとなしく立ち退くことで戦争に協力する」というJACL（日系米人市民協会）の立場は支持していない」と口にする⁵¹。しかし親米的な二世を冷ややかに見ながらも、戦争協力の一環として収容所で募集されたカモフラージュ・ネットの製作作業にはただやりたいたいからやるのだと言つて参加する。「市民でありながら日本人を父母に持っているだけの理由で敵国外人、それもドイツ、イタリアを除外した敵国外人として、収容されている人種差別への抵抗」から髭をのばすが⁵²、強制退去・強制収容に対して憲法違反の訴訟を起こしたハワイ生まれの二世への支援を求められると態度を保留する。訴訟が合州国に対する日本の反人種主義キャンペーンに利用される可能性があり、戦時下での裁判に効力があるとも思えない以上、収容されている日系人に無意味な期待を抱かせるだけに終わるといふのがその理由である。

つまり岩村は、日本からも合州国からも極力距離をとろうとするのだが、それは日本であれ、合州国であれ、戦争に協力することがそのまま両国家が内に抱え込む国家暴力に加担してしまうのを拒否したいという気持ちからである。同じ二世で画家志望の服部との会話で岩村は次のように言う。

中国人を虐殺してきた日本軍部に反対するのは勿論だがね。ファシズムに反対かどうか、アメリカに忠誠かどうかの調査や裁判なしに日本人の血を受けているというただそれだけの理由でわれわれをキャンプに収容するのは、アジアをアジア人のためにという軍閥の大東亜共栄圏の構想にアメリカが口実を与えたことになると思うんだ。ヒロヒトの息子か、われわれは？

平等だ、平等だ、といっておきながら非戦闘員のわれわれを強制退きさせるために収容するのがアメリカの自由かね。人種差別だよ。東条が、それみたことか、といっているよ⁵³。

反ファシズムを大義に掲げて第二次世界大戦に参戦しながら、人種差別を国策として実行する合州国も、植民地解放を謳うことで合州国の大義を無化しつつ、アジアの覇権を握ろうとする有色の帝国日本も、ここではアイロニカルに批判されている。

ただし、このアイロニーが対象にするのは日米だけではない。解放を唱える種々の思想の可能性がごとく批判されるのである。戦前にあつては合州国も日本も帝国主義として批判しえた強力な思想にして理論であつたマルクス主義も例外ではない。岩村は、日本では左翼運動に参加したものの、合州国に戻つてからはそうした運動と一線を画してきたことが示唆され、作品の随所で、外国人であるとして日系一世の党籍を剥奪し、日系人に対する合州国の強制収容・強制退去を批判しないアメリカ共産党への失望や批判が、ドイツとのポーランド割譲といったソ連の対外政策の諸問題とあわせて元党员だった日系二世たちから口にされ、現状の共産主義に展望のないことが強調されているからだ。

さらに、岩村は宗教にもとづく人道主義も同様に否定する。キリスト教文化のなかで暮らしてきた服部から礼拝説教への参加を誘われて拒絶する際、合州国の人種偏見を嘆きつつ、当時国外でも知られていたキリスト教社会運動家の賀川豊彦の名を挙げながら、収容所の日系人に忍耐と平和を説く白人の

ジョーンズ牧師の人道主義に対してもシニシズムを隠さない。

キリスト教人道主義で何が救えるというのだ。われわれとこの戦争と。「中略」ジョーンズはそれらを含めて、クリスチャンでありさえすれば人殺しの罪は許されるというんだらう。賀川豊彦など、日本軍部へ屈服して宣撫などとほざいて中国人を殺しておいて中国をすくうなんていう大東亜共栄圏に加担しているんだからね。人道主義ってそんなものさ。⁵⁴

このあと服部が過酷なクリスチャン弾圧下の日本に生きる賀川豊彦を擁護はするが、以後、作品のなかで宗教や人道主義が救済の可能性として語られることはない。

つまりこの作品では、社会変革をもたらすはずの民主主義、民族解放、共産主義、宗教的人道主義といった思想や政治が、収容所内での日系人同士の間関係を通じて、ことごとく相対化されるのである。なぜなら「解放」をもたらすとされるこれらの普遍主義は、排他的な暴力性を併せ持つことを、日系二世の経験——民族解放を謳う帝国日本からは非国民扱いされ、民主主義国家を標榜する合州国からは市民権を蹂躪され、日系人の強制収容・強制退去は革命のアジェンダからは無視され、キリスト教人道主義からはただ従順であることを説かれる——が証してみせているからだ。

その際に岩村が行う相対化の視座は、「インターナショナル・バガボンド（国際的放浪者）」という自己規定に置かれる。故郷がなく、帰属するものがないことで、いかなるものに対する責任からも免除されるという意味での「解放」を感じるからであ

る。変えることのできない不条理な現実に出会うとき、その不条理を乗り越える一つの方法はすべてを相対化するシニシズムに生きることだろうが、本作品の第一部「カリフォルニア産」で岩村がとる態度はまさにその徹底したシニシズムである。

しかしそうした視座も相対化されることになる。日本の解放と合州国における日系人の解放とは同じことだと信じて米軍に従軍する沖繩二世の真壁から、岩村の個人主義的な解放では何ら現実を変えることはできないと批判されるのだ。確かに強制収容されている人間がインターナショナル・バガボンドと自己規定し、現実を心理的に超越してみせたところで事態は何も変わらず、日系人が強制収容や人種差別から解放されるわけではない。とって何らかの積極的な行動に出ることは、既存の国家政治、国家間政治に絡め取られ、利用されてしまうため、岩村は身動きが取れないままサンタ・アニタの収容所では鬱屈した生活を送ることになるのである。

だが、物語はこのままで終わらない。収容所を構成する社会性が、岩村の自閉的シニシズムを自壊させるのである。そしてその社会性は、岩村に二度の転機をもたらすことになり、第二次世界大戦に参加させることになるのである。

戦争下の重層的な人種関係

『二重国籍者』を読むと気づくのは、岩村を中心とする人間関係が執拗に人種関係として示されることだ。もちろん合州国

は多民族・多人種国家なのだから、日系人の社会関係が人種関係として現出することは当然のことである。しかしこの作品で語り手が繰り返し提示してみせるのは、収容所において構成され、顕現している日米社会の重層化した人種関係である。

たとえば、岩村がサンタ・アニタの収容所に来て驚いたことのひとつに、黒人の子どもを見かけたことがある。強制退去・強制収容は、日本人の血を引くものすべてに対して行われたから、黒人と日系人とを親に持つ子どもが収容されること自体はおかしなことではないのだが（実際、様々な「混血児」が収容された）、肝要なのは、黒人の子どもとその日系人の母親は収容所でひっそりと息をひそめて暮らさざるを得ない様子が描かれていることである。すなわち合州国主流社会の人種秩序がそのまま日系社会にも持ち込まれていることが示されているのである⁵⁵。実際、収容所内の日系人の間で、世代、性別に関係なく、黒人蔑視の言葉が日常的にやり取りされるさまが描かれてもいる。そして合州国社会だけでなく、日本社会の人種秩序も収容所の日系社会を染め上げていることが描かれる。というより、強制退去・強制収容という人種差別が大日本帝国の差別的・排他的な人種観を再構成してしまう様子が示されるのだ⁵⁶。たとえば、日本語が話せるのに使わず、帰米とも一世とも話そうとせず、日本批判すらする岩村を苦々しく思う一世の森枝は、岩村を朝鮮人のスパイだと疑いはじめめる。

こいつは、むしがすかんと思つとつたら実は朝鮮人だったのか。日本語を喋らんのも朝鮮人であることを隠すためだ。朝鮮人なら日本の敵だ。宇垣をはじめ東条閣下にもくかろう。天皇陛下

の御恩もわからんじやろう。八紘一宇や大東亜共栄圏の雄大な理想にケチをつけたがるじやろう。そうだったのか、朝鮮か。朝鮮人なら、しかし、収容される筈がない。朝鮮人は立退かんでもいい。大手を振って、そとを歩いとる。なんで、こいつはわざわざキャンプに入ってきたのか。日本人になりすまして。わしの勘どおり、こいつはスパイだ。動静をさぐりに忍び込んできた朝鮮人スパイ⁵⁷。

岩村は、自分を朝鮮人だと疑っている森枝に対して、「なぜ、不幸に陥った日本人は、不安に駆られた日本人は、憎悪を、朝鮮人に向けるのだろうか？」と疑問を抱きながら、「論理を弁えず、偏見に培われた感情でしか物の言えない森枝」に、同情を感じはじめさえする⁵⁸。「民族意識の活路を暴虐きわまるアメリカへの反抗としてしか表現できない、おいつめられたものの心情に同感できる部分があったから」だ⁵⁹。

また、語り手は、収容所で岩村と知り合つて恋人になるスウが、収容所で他人と関わりを持つとせず、自分にも十分打ち解けようとする岩村に抱く不安・不満を、二世の間にもある日本の差別的な人種観にもとづいて理解しようとすることを説明する。

母が言うように、『どこの馬の骨かわからないような』タツクは、穢多と一世が呼んで軽蔑する部落民出身なのだろうか。あるいは沖繩から移民してきた家族の子なのかも知れない。穢多がどんなものか、沖繩がどこにあるかもしれないスウは、日本人のなかにある差別観を深く考えようとしなかった⁶⁰。

このほかにも、さまざまな形で日本の人種意識が描き出されるのだが、見逃してならないのは、日本で蔑視される人々に關する知識も持たず、対面したことすらないにもかかわらず、差別意識が個別的な人間関係において現れる軋轢を心理的に解消するべく立ち上がっていることである。言い換えれば、個々人が人間関係や社会関係において生じる不安、怒り、衝突、すれ違いといった個別的な問題を、特定の人間が本質的に持つと一方的に思い込まれている一般性に還元して、心理的に解決することが行われているわけである。このようにもともと個別的なものであるはずの心理的齟齬を、人種という種差に還元される共約不可能な人間の本質に由来する問題と見なして慰安を獲得することこそ、人種主義のメカニズムにほかならない。

さらに、合州国の人種秩序がこの日本の人種意識に反転するさまもこの小説には描かれている。サンタ・アニタの収容者たちは待遇をはじめとするさまざまの不満から暴動を起こし、所内駐在巡査のステイヴを襲撃するのだが、不首尾に終わると、群衆の怒りは巡査と一緒にいた通訳の日系人へと転化してしまうのである。「白人に手を出しかねた日本人の、植民地支配に培われ、歪められた人種差別の血が、屈折して動き始め」⁶¹、通訳の日系人は朝鮮人のスパイとみなされて、群衆から袋叩きにあつてしまう。

この事件は、岩村の最初の転機になる。岩村もこの暴動に巻き込まれ、大怪我を負うのだが、(朝鮮人と見なされた)日系人通訳への暴力を黙って見物していたことへの良心の呵責が、岩村のシニシズムを揺らがすのである。このときから岩村は、日

本人であることを否認することを止めて、それまで口にできなかった日本語を話すようになり、サンタ・アニタの転住センターからアマチの収容所へ移送されてからは、収容所の日本人ともつきあうようになる。いわば日本人として、日系人の、日本本国の問題に向き合うようになるのである。

また、岩村はアマチ収容所でもうひとつの転機を迎える。サンタ・アニタからアマチへ移送される列車で、被差別部落出身の矢田一家と知り合い、収容所でも親しくつきあうようになるのだが、その矢田家の長女に、独善的な正義感から、矢田の出自が被差別部落であり、被差別部落がいかなるものであるのかを告げて、矢田から「日本は信用でけん。信用でけるんは自分だけじゃ。そう思うてアメリカへ来た。こんどはアメリカにおける日本人も信用でけんようになった。いじめるもんを信用でけるか? こんどは、日本と戦争するからちゆうてアメリカからいじめられよる。日本も信用でけん、アメリカも信用でけん。ヴァン・ゴツホいう絵描きが椅子にちよこんとのせた蠟燭を描いとつたが、そんな気持ちよ。せえで、信用せえでもいいのに、タックはん、あんただけはと思うとつたのに。あんたも、もう信用でけん。もう、うちへ来てつかあさるな」⁶²と拒絶されてしまう。この矢田の拒絶が岩村にとって二度目の転機となるのである。

雪籠もりの寒い部屋を暖めてくれるストーブの石炭の焔のように、そこには矢張り矢田一家への、説明しきれない負い目、自分自身の置かれている立場に対する、自分への責任というものが底に動いているのだった。抵抗とは、そういうものではな

いのか？二世、市民権を持つ日本人として敵国外国人の日本人と共に強制立退き・収容される、そのことを承認する書類に署名したとき、アンダー・デュレス（強迫されて）と氏名の上書き添えたのは、あれはひとつの抵抗ではなかったか。そこにとどまる限りはアンダー・デュレスに終わるしかないが、そこから一步踏み出せば？レジスタンスが始まるのではないか？⁶³

そしてすでに従軍している真壁からの手紙への返信に次のように書きつける。

〈差別されていると認識するだけで、そこにとどまり、その撤廃に一步も踏み出さないような認識。そこには大きな壁に立ちふさがれた無力感があるようです。無気力と違っていいでしょう。そんな認識を強要して相手を傷つけ、自分もまたきずつく。〉

〔中略〕

〈そんな無力感の裏には、抑圧民族の一員であるということの負い目というかうしろめたさというか、そんなものがあるのではないか。日本人であれば朝鮮人、中国人、大東亜共栄圏なるもののアンブレラの下にあるアジア民族に対して。二世であるからにはアメリカ人。アメリカ人であればアジアや中南米の諸民族に対して。そして、特殊なアメリカ人である日系二世市民は、より色が軽くついているということより重く差別されている黒人に対して。〉

〔中略〕

〈負い目はそれだけではない。抑圧民族の一員でありながら、その民族のなかで抑圧されている同民族があるということ。出身地域や血縁で、たとえば沖繩とか未開放部落の出身ということ、差別・抑圧されるということ。〉⁶⁴

この後、収容所からの出所を考え始めた岩村に、英国情報部のもとで働くよう、米軍部からの誘いがあり、インドに行くことになる。岩村がこの勧誘を承諾したのは、上述したように、第二次世界大戦やアジア・太平洋戦争を反ファシズムでも反帝国主義でもなく、被抑圧者の解放という観点から認識したからである。国家間のヘゲモニー争いではなく、国家間の戦争と同時にそうした戦争を可能にする国家政治による抑圧や暴力との戦いへの意志が戦争への参加（英国BBC極東局で日本軍に降伏を促す仕事）を決断させたわけである。志願による「参戦」への評価はとりあえず措くにしても、この決断に至る過程で示された認識の転換こそ『二重国籍者』が開示しえた達成点にほかならない。

同一性による戦争から同一性との闘争へ

酒井直樹は、第二次世界大戦とアジア・太平洋戦争についての語りを三つに分けて論じている。一つ目は、アメリカ合衆国、連合王国、そしてソヴィエト連邦を中心とする連合国が、ドイツ、イタリアそして日本を中心とする枢軸国に勝利した、民

主義に對抗するファシズム諸国に勝利した戦争と見なされるものである。二つ目の語りは、アジアにおいて強大な勢力を持った帝国主義体制が崩壊した戦争であったというものである。そして三つ目は、人種主義との戦いとして世界史をみる見方である。

第一の語りが自由主義のファシズムに対する勝利、第二の語りが植民地主義からの民族解放として要約されるのに対して、この第三の語りでは現在が過去よりも優れたものであるという目的論的な進歩史観の前提は必ずしも予想されてはいないから、この歴史の語りは人種差別の様態の変化として世界史を捉えることになる。さらにこの語りでは、後に詳論するような人種対人種、民族対民族、国民対国民の戦いとして歴史を見ることはない。人種主義との戦いは社会進化論に見られるような人種戦争ではないのである。それは人種主義への戦いであり、人種、民族あるいは国民といった同一性による差別への戦いの歴史なのである。⁶⁵

この酒井の議論を鑑みると、岩村の示した認識の転換がいかなるものであったかがよくわかるだろう。すなわち収容所において再構成され、重層化された日米の人種関係との出会いを通じて、第二次世界大戦およびアジア・太平洋戦争が国家間および国内の人種主義への戦いとして分節されたのである。第二次世界大戦を合州国が標榜したような民主主義国家対ファシズム国家の戦争と見なすとき、双方の国家がその戦争と同時に発動させている国内の暴力は不可視化される。アジア・太平洋

戦争を大日本帝国が僭称したようなアジアの植民地解放闘争と見なせば、この世界戦争がアジア地域をめぐる帝国列強覇権争いである現実が隠蔽されてしまう。しかしこの戦争を人種主義によって生み出された戦いと見なすとき、大航海以来のヨーロッパによる非ヨーロッパの文明化Ⅱ侵略に端を発する、人種秩序の構築に基づく少数者への抑圧も、帝国間の覇権争いも、帝国主義による植民地支配も、人種、民族あるいは国民といった同一性による差別として把握され、それらを貫く同一化の暴力を明るみに出し、抵抗を想像することが可能になるのである。

もちろん人種主義は一様ではない。それは歴史的にも地域的にも多様な現れ方をしてきたし、概念的に限定することも困難を極める⁶⁶。しかし、人種主義の包括的な歴史像を比較史的アプローチで見事に描いて見せたジョージ・M・フレドリクソンに従って、人種主義を、支配的権力を持つエスニック集団や歴史的集団が、他の集団に対して、否定的に認知される身体的・文化的な集団的差異を共約不可能で、遺伝的に不変であると規定して本質化し、優等／劣等で階層化された人種秩序を作り上げたうえで下位へと位置づけ、その劣位性を社会悪と見なして差別、周縁化、支配、排除、殲滅といった暴力を合理化しつつ、社会的に行使するものと見なすとき⁶⁷、そこに一貫して作動しているのが、物質的であれ、心理的であれ、権益を保持するための集団的な同一性の志向とそれを実現するための排他的な暴力であることが分かる。

そのために、人種主義は必ず社会抗争を引き起こしてしまう。というより、そうした権益保持のための同一性に基づく排

他の暴力を人種主義として分節するとき、社会の中で抑圧されていた抗争が顕在化することになるのである。そして「国民」といつた同一性に基づけば、背反的なものとして現れる国家間の戦争と国内における少数者への抑圧とが、近代国家の構成規範として機能してきた人種主義を同根に持つものとして捉えられ、同時に批判する視座を獲得することができるのだ。『二重国籍者』で示されているのは、こうした解放のヴィジョンなのである。

結びにかえて——「解放」のかたち

最後に、あべよしお『二重国籍者』の物語をもう一度振り返り、そこで提示されている「解放」のヴィジョンについてあらためて考えてみることにしよう。

本作品は、アジア・太平洋戦争の開始に伴って強制退去・強制収容された主人公の岩村武が、収容所内で重層的に再構成された合州国と帝国日本の人種差別に遭遇することで、それまで両国家が内に抱える国家暴力に荷担することへの気後れから抱えていたアジア・太平洋戦争へのシニシズムを脱却し、日本軍を武装解除するためにインドに設置された英国情報局に参加するというものであった。そのシニシズムは、それまで人々に解放をもたらすと信じられてきた種々のイデオロギー（民主主義、共産主義、キリスト教人道主義）では、アジア・太平洋戦争の欺瞞性——反ファシズムであるはずの対外戦争が、合州国における日系人の強制収容・強制退去という人種差別を合法化

し、列強からの植民地解放を謳う戦争が大日本帝国によるアジア地域への植民地支配と侵略にほかならないといった——を十分に批判できないことによつていた。そしてそうしたシニシズムを持たざるを得なかつたのは、岩村が帰米と呼ばれる日本育ちの日系二世であり、両方の国家に帰属しつつ帰属できない二重国籍者だからであった。つまり岩村の特殊な位置がそうさせたということになつていくわけである。

では、なぜ岩村の位置が特殊なのか。それは近代社会において、個人は必ずどこかの国家に国民として排他的に帰属することで国家から主権を認められて市民権を与えられ、社会的に十全な主体として存立できるとされているからである。だからこそ、多くの国民国家で二重国籍は過渡的あるいは例外的な状態であつて、本来的なあり方ではないとされているのである。そしてこの主権を国家に対して社会的平等を訴求できる権利と言い換えるとき、平等が国民であることの引き替えによつて把握できる諸権利の対等性として現れることは明らかだろう。このとき平等は、国民と非国民を差別的に峻別することで国家が付与する特権となる。逆に言えば、国民になることではじめて十全な市民権を得ることができる以上、人々は国民にならざるえないし、なることを望むのである。換言すれば、非国民を生み出すことが人々に平等を特権として認知させ、国民であることとインセンティブが生じて人々は自発的に国家に従うことになるのである。そして国民として欠格者とされる者（非国民）が、この特権としての平等を手に入れるには、一般の国民以上に国民であることを強いられることになる。

しかしながら、この非国民は必ずしも外国人である必要はな

い。国内に国民であることの基準に添わないと考えられる欠格者（マイノリティ）を見いだせれば——人種秩序の構築はこの欠格者の判定に大きく関わるわけだが——、国民の平等は特権となり、インセンティブとして機能するからである。実際、合州国ではアフリカ系や先住系の人々は、合州国市民権を持たない／持てない非白人系移民およびその子孫と同様に法的地位において差別されてきた。また、大日本帝国下の非日系臣民は天皇の赤子になれば日本人として平等を獲得できるといふ皇民化政策のもとで法的に差別されたし、よりよい臣民＝国民になることで差別からの解放を願った被差別部落の人々は、苛烈な国民化を生きざるを得なかった。

こうして見てくると、あべよしおが『二重国籍者』において格闘したものが明確になってくる。それは少数者の解放は、多数者並みの平等を獲得する努力によつてでは決して成就しえず、少数者を少数者たらしめている国家政治の欺瞞性を暴くことによつてしか達成されないということであり、そのことを自覚するとき、帝国列強の世界戦争を批判しうる視座が獲得できるといふことなのである。と同時に、それは人種主義が作動する現実を告発しつつ、そこから脱出する未来を希求することの訴えでもあるのだ。

『二重国籍者』では、主人公の岩村武は、英国の情報局における協力者としてであるとはいえず、アジア・太平洋戦争に志願して参加する。その意味では、岩村もアジア・太平洋戦争の加担者ではある。しかしそれはあくまでも日本軍をいちはやく武装解除することに協力して、軍国主義下の「日本人」を解放するためであつて、決して合州国に忠誠を誓い、その忠誠の証

として日本の国民を殺しに行くための参戦ではない。実際、戦争や人種差別の暴力が扱われているながら、この作品では殺人はまったく出てこない。国家に死を賭すことで十全な国民になろうとする少数者の「成功」は決して描かれていないのである。逆に、出来損ないの国民であり続けること、すなわち同一性への強迫を拒否し続けることにこそ、戦争や人種主義から解放される契機があることをこの作品は教えてくれているのである。

注

1 第二次世界大戦時の合州国における日系住民の強制退去と強制収容に関しては、当時の実情とこうした執行を可能にした行政命令をめぐる事実関係を再調査するために連邦議会が設置した「戦時民間人再定住・抑留に関する委員会」による報告書「拒否された個人の正義」(United States Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, University of Washington Press, 1997) を参照。なお、第二次世界大戦期に日系人の強制退去・強制収容は合州国だけではなく、カナダや中南米の国々でも行われた。島田法子「日系アメリカ人の太平洋戦争」リール出版、一九九五年の「第一章 第二次世界大戦と米州日系人——南北西アメリカを視野に入れて」を参照。

2 Michi Weglyn, *Years of Infamy: The Untold Story of America's Concentration Camps*, Morrow Quill Paperbacks, 1976, p.67.

3 日系アメリカ人のリドレス運動と国家賠償を獲得するまでの経緯については、Mitchell T. Maki, Harry H. L. Kitano, S. Megan Berthold, *Achieving*

- the Impossible Dream: How Japanese Americans Obtained Redress*, University of Illinois Press, 1999 に詳しい。
- 4 北米大陸における先住民政策が文字通りの絶滅政策であったことを、人口動態の変化から論じたものとして、Russell Thornton, *American Indian Holocaust and Survival: A Population History Since 1492*, University of Oklahoma Press, 1987がある。
- 5 合州国の黒人に対する人種差別を、公民権法に代表される法の史的変遷から論じたものとして、大谷康夫『アメリカ黒人の公民権法の歴史』明石書店、二〇〇二年がある。
- 6 合州国における第一次世界大戦時のドイツ系住民に関する暴力や強制退去・強制収容については Don Heinrich Tolzmann, *The German-American Experience*, Humanity Books, 1999, pp. 268-295 を参照。
- 7 第二次世界大戦時のイタリア系住民に対する強制退去や強制収容に関しては、Lawrence Distasi ed., *Una Storia Segregate: The Secret History of Italian American Evacuation and Internment during World War II*, Heyday Books, 2001 を参照。
- 8 条井輝子『外国人をめぐる社会史』雄山閣、一九九六年、一七七一―一七九頁。この移民法における優生思想の側面については、Daniel J. Lelives, *In the Name of Eugenics: Genetics and the Uses of Human Heredity*, 1985, Knopf, pp. 85-112 を参照。
- 9 一九世紀後半のメキシコ系住民への反感と暴力および一九三〇年代のメキシコ系移民の送還については、Francisco E. Balderrama & Raymond Rodriguez, *Decade of Betrayal: Mexican Repatriation in the 1930s*, revised ed., University of New Mexico Press, 2006 を参照。なお、メキシコ系住民の送還数に関しては p. 121-122。送還者の合州国国籍保有者の割合に関しては p. 216 を参照。
- 10 こうした日系コミュニティにおける強制退去・強制収容の経験に関する「沈黙」に関しては、竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ——強制収容と補償運動による変遷』東京大学出版会、一九九五年、一四一―一四二頁を参照。
- 11 あべよしお『二重国籍者 第一部 カリフォルニア産』東邦出版社、一九七三年、『二重国籍者 第二部 ロッキーマウンテン産』東邦出版社、一九七三年、『二重国籍者 第三部 インド産』東邦出版社、一九七三年。あべ『二重国籍者 第二部 ロッキーマウンテン産』の「なかがき」二七九―二八二頁参照。
- 12 ここで想定している日系アメリカ人文学とは、Monika Sone, *Nisei Daughter*, University of Washington Press, 1997 (初出は Atlantic Monthly Press Book, 1953), John Okada, *No-no Boy*, The University of Washington Press, 1979 (初出は Charles E. Tuttle, 1957) Yoshiko Uchida, *Picture Bride*, University of Washington Press, 1997 を参照。
- 13 条井『外国人をめぐる社会史』二二―二三頁および Yuji Ichioka, *Issei: The World of The First Generation Japanese Immigrants 1885-1924*, The Free Press, 1988, pp. 47-51。
- 14 *Ibid.*, pp. 102-110.
- 15 山岸義夫『アメリカ膨張主義の展開——マニフェスト・デスティニーと大陸帝国』勁草書房、一九九五年。
- 16 条井『外国人をめぐる社会史』、一七九頁。また、日本人労働者と合州国の(「有色の」移民に対する排他的な)労働組合の関係については、Ichioka, *Issei*, pp. 91-145。
- 17 Ronald Takaki, *Strangers from Different Shore*, Little, Brown & Company, 1989, p. 102.
- 18 この「中国人排斥法」撤廃の政治性については、John W. Dower, *War*

- Without Mercy: Race and Power in the Pacific War, Pantheon, 1987, pp. 301-311 を参照。
- 20 Brenda L. Moore, *Serving Our Country: Japanese American Women in the Military during World War II*, Rutgers University Press, 2003, p. 55.
- 21 John W. Dower, *War Without Mercy*, pp. 155-163.
- 22 Ichioka, Issei, p. 152.
- 23 Moore, *Serving Our Country*, p. 58.
- 24 Eric L. Muller, *Free to Die for Their Country: The Story of The Japanese American Draft Resisters in World War II*, The University of Chicago Press, 2001, pp. 24-25.
- 25 一九一〇年の在米日本人数が九万一九五八人で、カリフォルニア州在住の日本人数は四万一二五六人で約四五パーセント（糸井『外国人をめぐる社会史』、一三〇頁）。これが一九三〇年には七〇パーセント（R Takaki, *Strangers from Different Shore*, p. 181）、一九四〇年には七四％になる（大谷康夫『アメリカ在住日系人の悲劇』明石書店、一九九七年、二〇頁）。
- 26 糸井輝子『外国人をめぐる社会史』、一二六頁。
- 27 一九世紀から二〇世紀にかけて、移民女性の市民権がどのように政治的に扱われたかに関しては、Marth Gardner, *The Qualities of a Citizen: Women, Immigration, and Citizenship, 1870-1965*, Princeton University Press, 2009 を参照。
- 28 United States Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied* 1997, p. 126.
- 29 一九一七年の移民法ではいわゆるアジア三角地帯からの労働者の移民は禁止されたが（中国人は中国人排斥法によってすでに移民禁止）、日本人だけが日米紳士協定によって例外となっていた。一九二一年の緊急割り当て移民法（「シモンソン法」）では、激増する（特に東欧・南欧からの）移民を制限するために、一九一〇年の国勢調査をもとに各国への移民割り当てを制限し（西半球は除外）、一九二四年の移民法では、この国勢調査を一九〇年のものに変更することで東欧・南欧からの移民をより制限し、「市民権を得る資格のない外国人は移民になれない」という規定を加えて日本人移民を禁止した（糸井『外国人をめぐる社会史』、一七七一―一七九頁）。これが「排日移民法」と呼ばれる所以である。
- 30 糸井『外国人をめぐる社会史』、一三三―一四六頁。
- 31 祖国支援と日本信仰に関しては糸井『外国人をめぐる社会史』、二〇八―二一五頁。日米開戦前の日系コミュニティの日本への傾倒に関しては、当時留学生として合州国に滞在して強制退去を経験し、ツール・レイキの強制収容所で戦争期を過ごした白井昇の『カリフォルニア日系人強制収容所』河出書房新社、一九八一年、一頁を参照。なお、「欧米と伍すアジアの帝国日本」という信奉が戦前の日本のアジアに対する人種秩序（観）を作り出していたことは周知の通りだが、この人種秩序（観）は日系移民社会の中にもある部分持ち込まれ、レイシャリズムという形で合州国の人種秩序に自らを組み込むことにも作用した。
- 32 糸井『外国人をめぐる社会史』、一九五―一九七頁。
- 33 二世の教育水準がかなり高いものだったことについては、Moore, *Serving Our Country*, pp. 51-55。
- 34 Ichioka, Issei, pp. 196-210.
- 35 Takaki, *Strangers from Different Shore*, pp. 212-229.
- 36 Evelyn Nakano, Issei, Nisei, *War Bride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*, Temple University Press, 1986, pp. 53-58.
- 37 大谷勲『ジャパンプォーイ——日系アメリカ人たちの太平洋戦争』角川

書店、一九八三年、三二頁。

38 同書、三〇―五二頁。

39 United States Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied*, p.55.

40 *Ibid.*, p.55.

41 まず戦時民間人管理局が「敵性外国人」に対する移転支援を拒否したため、この退去にはまったく財政的な裏づけがなく、日系住民が自ら移転しなければならず、移転を困難にしていた。また、日系住民が移転した／するだろう地域の住人や行政からは苦情が起こった。さらに（形容矛盾だが）自発的に強制退去させられるがゆえに、日系住民の生活には大きな混乱が生じ、強制売却を含む著しい財産の急激な喪失が起こっていた。

42 島田『日系アメリカ人の太平洋戦争』、六一―六二頁。

43 United States Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied*, p.135.

44 ただし人身保護の訴えはどれも却下され、夜間外出禁止令および強制退去は合憲とされた。また、後に政府が忠誠であると認定した市民の「拘束」に関しては違憲と判示されたが、この違憲判決が下されたのは日系人収容の終結が正式に発表された後のことではなかった。戦後、新証拠の発見などもあって、ヒラバヤシ、ヤスイ、コレマツに下された有事判決がすべて取り消されて無罪が確定したが、それは訴訟から四五年後（一九八七年）のことだった。

45 J A C Lによる徴兵再開運動に関しては、Mike Masaoka & Bill Hosokawa, *They Call me Moses Masaoka: An American Saga*, William Morrow and Company, Inc., pp. 118-122.

46 日系二世女性の志願と米国での受け入れられ方に関しては、Moore,

*Serving Our Country*を参照。

47 デイ多佳子『日本の兵隊を撃つことはできない——日系人強制収容の裏面史』芙蓉書房出版、二〇〇〇年、八四―一七九頁。なお、この「黒龍会」は日本の「黒龍会」とは無関係な団体で（名称自体は意識していたのだろう）、思想的な内容はないに等しいものだった。

48 この忠誠質問は、もともと日系二世男性の従軍を再開するためのものだった。しかし、忠誠審査を兵役対象の二世男子だけに行って志願兵を募るのでは、あまりにあからさまな「軍事利用」として非難される可能性があるため、収容者全般の出所に向けて行われる必要があり、戦時再定住局が収容者全員の釈放・解放計画を考えていたこともあって、この二世男子対象の忠誠質問は一世を含めた収容者全員に拡大され、各定住センターで実施されることになった。「ノー・ノー・ボーイ」という呼称が生まれることになった質問は以下の二つである。

日系合州国市民供述書（二世男性対象）

質問二七・あなたは、合州国軍に入り、命令される場所がいかなるところであつても、戦闘任務につく意志がありますか。

質問二八・あなたは合州国に対して無条件に忠誠を誓い、国内外の勢力によるいかなる攻撃からも忠実に合州国を防衛しますか。また、日本国天皇、その他の外国の政府、権力、組織に対して、いかなる形式の忠誠も服従も否定することを誓いますか。

出所許可申請書（一世男女性及び二世女性対象）

質問二七・あなたは、その機会が提示され、資格を持つ場合、陸軍看護部隊または陸軍女性補助部隊に志願する意志がありますか。

質問二八・あなたは合州国に対して無条件に忠誠を誓い、日本国天皇、

- その他の外国の政府、権力、組織に対して、いかなる形式の忠誠も服従も否定することを誓いますか。
- 49 Muller, *Free to Die for Their Country*, pp. 110-130, 190-191.
- 50 こうした日系二世の反応に関しては、デイ『日本の兵士を撃つことはべきなら』Muller, *Free to Die for Their Country*, Frank Chin, *Born in the USA: A Story of Japanese America, 1889-1947*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc. なごを参照。
- 51 あべ『二重国籍者 第一部 カリフォルニア産』、二六頁。
- 52 同書、四九頁。
- 53 同書、八二頁。
- 54 同書、二一六頁。
- 55 戦前の日系社会における黒人蔑視に関しては、Moore, *Serving Our Country*, p. 85。
- 56 従来、この差別意識は、民族差別と呼ばれることが多かったものである。しかし日本が近代国家となり、帝国化していく過程で形成されたアジアにおける民族秩序は、紛れもなく人種主義のそれである。帝國的国民国家として「日本」の形成とともに人種主義が形成された点に関しては、酒井直樹『希望と憲法』以文社、二〇〇八年を参照。また、被差別部落の人々を人種化された集団として考えるべきことを主張している議論としては、黒川みどり『つくりかえられる徴——日本近代・被差別部落・マイノリティ』部落解放人権研究所、二〇〇四年を参照。
- 57 あべ『二重国籍者 第一部 カリフォルニア産』、三四—三五頁。
- 58 同書、二六頁。
- 59 あべ『二重国籍者 第二部 ロッキーマウンテンの東で』、三八頁。
- 60 あべ『二重国籍者 第一部 カリフォルニア産』、八八—八九頁。
- 61 同書、二六四頁。
- 62 あべ『二重国籍者 第二部 ロッキーマウンテンの東で』、二四五—二四六頁。
- 63 同書、二四九頁。
- 64 同書、二六四—二六五頁。
- 65 酒井直樹『希望と憲法』以文社、二〇〇七年、八七—八八頁。
- 66 人種主義概念の多義性については、Robert Miles and Malcolm Brown, *Racism*, second edition, Routledge, 2003 を参照。
- 67 Geroge M. Fredrikson, *Racism: A Short History*, Princeton University Press, 2003.

参考文献

- あべよしお『二重国籍者 第一部 カリフォルニア産』東邦出版社、一九七三年。
- 『二重国籍者 第二部 ロッキーマウンテンの東で』東邦出版社、一九七三年。
- 『二重国籍者 第三部 インドで』東邦出版社、一九七三年。
- Balderrama, Francisco E., Raymond Rodriguez, *Decade of Betrayal: Mexican Repatriation in the 1930s*, revised ed., University of New Mexico Press, 2006.
- デイ多佳子『日本の兵隊を撃つことはべきない——日系人強制収容の裏面史』芙蓉書房出版、二〇〇〇年。
- Distasi, Lawrence ed., *Una Storia Segregate: The Secret History of Italian American Evacuation and Internment during World War II*, Heyday Books, 2001.
- Dower, John W., *War Without Mercy: Race and Power in the Pacific War*, Pantheon, 1987.
- Fredrikson, Geroge M., *Racism: A Short History*, Princeton University Press, 2003.

- Gardner, Marth, *The Qualities of a Citizen: Women, Immigration, and Citizenship, 1870-1965*, Princeton University Press, 2009.
- Ichioka, Yuji, *Issei: The World of The First Generation Japanese Immigrants 1885-1924*, The Free Press, 1988.
- 桑井輝子『外国人をめぐる社会史』雄山閣、一九九六年。
- 黒川みどり『つくりかえられる徴——日本近代・被差別部落・マイノリティ』部落解放人権研究所、二〇〇四年。
- Lelves, Daniel J., *In the Name of Eugenics: Genetics and the Uses of Human Heredity*, Knopf, 1985.
- Maki, Mitchell T., Harry H. L. Kitano, S. Megan Berthold, *Achieving the Impossible Dream: How Japanese Americans Obtained Redress*, University of Illinois Press, 1999.
- Masaoka, Mike, Bill Hosokawa, *They Call me Moses Masaoka: An American Saga*, William Morrow and Company, Inc., 1987.
- Miles, Robert, Malcolm Brown, *Racism*, second edition, Routledge, 2003.
- Moore, Brenda L., *Serving Our Country: Japanese American Women in the Military during World War II*, Rutgers University Press, 2003.
- Muller, Eric L., *Free to Die for Their Country: The Story of The Japanese American Draft Resisters in World War II*, The University of Chicago Press, 2001.
- Nakano, Evelynne, *Issei, Nisei, War Bride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*, Temple University Press, 1986.
- Okada, John, *No-no Boy*, The University of Washington Press, 1979.
- 大谷勲『ジャパンボーイ——日系アメリカ人たちの太平洋戦争』角川書店、一九八三年。
- 大谷康夫『アメリカ黒人の公民権法の歴史』明石書店、二〇〇二年。
- 酒井直樹『希望と憲法』以文社、二〇〇七年。
- 島田法子『日系アメリカ人の太平洋戦争』リール出版、一九九五年。
- 白井昇『カリフォルニア日系人強制収容所』河出書房新社、一九八一年。
- Sone, Monika, *Nisei Daughter*, University of Washington Press, 1997.
- Takaki, Ronald, *Strangers from Different Shore*, Little, Brown & Company, 1989.
- 竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ——強制収容と補償運動による変遷』東京大学出版会、一九九五年。
- Thomton, Russell, *American Indian Holocaust and Survival: A Population History Since 1492*, University of Oklahoma Press, 1987.
- Tolmann, Don Heinrich, *The German-American Experience*, Humanity Books, 1999.
- Uchida, Yoshiko, *Picture Bride*, University of Washington Press, 1997.
- United States Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, University of Washington Press, 1997.
- Weglyn, Michi, *Years of Infamy: The Untold Story of America's Concentration Camps*, Morrow Quill Paperbacks, 1976.
- 山岸義夫『アメリカ膨張主義の展開——マニフェスト・デスティニーと大陸帝国』勁草書房、一九九五年。